

「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）についての考え方」の
インターチェンジについて

平成17年9月

国土交通省関東地方整備局

東京都都市整備局

目 次

0 . 検討の位置づけ

1 . 検討経緯

2 . 目白通りインターチェンジについて

3 . 青梅街道インターチェンジについて

4 . 東八道路・国道20号インターチェンジについて

5 . 世田谷通りインターチェンジについて

0. 検討の位置づけ

国土交通省と東京都では、東京外かく環状道路（関越道～東名高速）について、幅広く意見を聴きながら、その必要性等の検討を行ってきた。

検討にあたっては、計画の構想段階から沿線地域の課題について具体的に検討し、想定されるさまざまな案を提示して、地域住民の意見を把握してきた。この中でインターチェンジについて、その設置の有無によって効果及び影響が大きく異なることなどから、外環の必要性等とあわせて意見を把握してきた。

こうした検討を踏まえ、このたび外環の必要性は高いと判断し、計画の具体化に向けた考え方をとりまとめた。この中で、インターチェンジについて、周辺道路の交通状況、設置による利便性の向上の程度、地元の意向、周辺環境への影響等を総合的に考慮し、下記の案を提示した。

「東京外かく環状道路についての考え方」より抜粋

インターチェンジ（出入口）

外環本線と同時に整備するインターチェンジについては、周辺の交通状況や利便性、地元の意向を踏まえ、目白通り、青梅街道及び東八道路の3箇所にインターチェンジを設置し、国道20号及び世田谷通りにはインターチェンジを設置しない案とする。

- ・目白通りインターチェンジ（仮称）：大泉ジャンクションとの一体構造
- ・青梅街道インターチェンジ（仮称）：練馬区内に関越道方面への出入り可能な構造
- ・東八道路インターチェンジ（仮称）：中央ジャンクション（仮称）との一体構造
（中央道へ乗り入れ可能な構造）

今後、この考え方について、沿線自治体等の意見を聴きながら、計画を具体化し、外環整備に伴う環境への影響や、環境対策について検討を行っていく。

本報告書は、この「考え方」のインターチェンジ設置案を提示するのにあたっての検討内容等を取りまとめたものである。

1. 検討経緯

平成15年1,3月 国及び東京都の方針の公表

「インターチェンジについてはインターチェンジ無しを検討の基本とするが、その設置については地元の意向等を踏まえる。」

「インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討する。」 「ジャンクション構造の一体的活用について検討する。」

(沿線区市長意見交換会等で、インターチェンジについて区市の意見を把握)

平成17年1月～ 三鷹市及び調布市において「オープンハウス・意見を聴く会」を開催
東八道路・国道20号インターチェンジについて次の4案の効果と影響を比較提示し、必要性等について意見を把握

A：インターチェンジを設置しない案

B：東八道路と国道20号に東名・関越両方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

C：東八道路南側に東名方向、国道20号北側に関越方向へ行き来できるインターチェンジを設置する案

D：東八道路南側に東名・関越両方向へ行き来できるインターチェンジを設置する案

2月～ 狛江市及び世田谷区において「オープンハウス・意見を聴く会」を開催
世田谷通りインターチェンジについて次の2案を提示

A：インターチェンジを設置しない案

B：東名・関越両方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

7月～ 練馬区及び杉並区において「オープンハウス・意見を聴く会」を開催
目白通りインターチェンジについて次の2案を提示

A：インターチェンジを設置しない案

B：東名方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

青梅街道インターチェンジについて、次の2案を提示

A：インターチェンジを設置しない案

B：東名・関越両方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

「考え方」に係る検討内容

「オープンハウス・意見を聴く会」等で提示した各IC別の検討案に関し、オープンハウスや意見を聴く会での意見等を踏まえ、適宜検討案を追加して、比較評価。

IC設置の有無の評価は、個別IC毎の評価のみで決まるものではなく、他のICの有無によって評価が変わる場合もあることから、
で他のIC無しの条件で、個別IC毎に設置の有無を検討し、その結果得られたIC条件（目白通りICあり、青梅街道IC関越方面ハーフ、東八道路ICあり）で、改めて交通の変化及び利便性等について検証し、IC設置案の妥当性を確認。

交通の変化の推計条件

推 計 時 点 ：平成42年

道 路 条 件 ：(自専道)三環状等の整備を前提(外環の東名以南の区間および高井戸IC下りONランプの整備を含む)

(一般道)東八道路(環八まで)、調布保谷線、環八(練馬の区間)、目白通り延伸等を前提

(外環の地上部街路の整備は見込まない)

IC等の条件： 検討対象のIC以外のICは「無し」を前提として検討

検討対象のIC以外のICについて での検討結果を踏まえたIC案を前提として確認

料 金 条 件 ：外環は普通車500円均一、首都高は普通車800円均一(東京線)